

5 南 監 第 6 9 号
令和 6 年 3 月 2 2 日

南 国 市 議 会 議 長 様
南 国 市 長 様
南 国 市 教 育 長 様
南国市選挙管理委員会委員長 様
南国市農業委員会 長 様

南国市監査委員 塩 崎 泰
南国市監査委員 久 武 弘 明
南国市監査委員 神 崎 隆 代

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、南国市監査基準（令和2年南国市監査委員訓令第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査対象課等及び監査実施期間

以下の課を対象として、監査を実施した。

	監査対象課	監査実施期間
前期	教育委員会事務局学校教育課、消防本部、 危機管理課、保健福祉センター、長寿支援課、 商工観光課、教育委員会事務局生涯学習課、 企画課、環境課、財政課	令和5年11月22日 ～令和6年3月21日
後期	議会事務局、情報政策課、農業委員会事務局、 会計課、総務課、選挙管理委員会事務局、 子育て支援課、住宅課、都市整備課	令和6年1月11日 ～令和6年3月21日

3 監査対象

令和元年度から令和3年度までの定期監査における指摘事項に係る事務処理及び実施状況について監査対象とした。

4 監査の着眼点

PDCAマネジメント方針に基づき、下記事項についての進捗状況を確認し、指摘事項に沿った事務処理・執行の適正化を検証する。

- (1) 指摘事項に対する回答が、関係法令・条例・規則等に準拠されたものなのか。
- (2) 指摘事項に対する回答に基づいた事務処理が行われているか。
- (3) 指摘事項に対する回答に基づいた事務処理・執行がなされていない場合、その理由・根拠は、関係法令・条例・規則等に沿って適切なものなのか。

5 監査の方法

監査対象の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、着眼点に従って改善実施状況を審査するとともに、関係職員からの事情聴取等により監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 事務処理に関する指摘事項については、一定の対応がとられているが、対応策が今後も確実かつ継続的に行われるための取り組みの弱いものが散見された。
- (2) 予算の執行にあたり、議会への十分な説明が必要ではないかと思料される案件が見受けられた。
- (3) 時代の流れに沿った、状況の変化に応じた見直し、変革に対する意識が希薄ではないかと思料される案件が見受けられた。
- (4) 監査の指摘事項に相違した対応を取っている案件について、事前に監査委員と協議がなされた経緯が不明確であるなど、執行部と監査委員との連携・調整が不十分のまま事務処理・執行がなされていることは留意すべきであると思料される。
- (5) 個別案件については、別添のとおりである。

7 監査意見

- (1) 監査の指摘事項に対する回答内容の履行状況を確認するシステムを構築するなど、執行部と監査委員との意思疎通関係の改善を求める。
- (2) 事務処理や会計処理に関する誤りについては、多くの所属に共通するものであるため、全庁的な研修などを検討いただきたい。
- (3) 今回の監査対象ではないものの、上下水道局と会計課の主体的な取り組みとして、デジタル化・DX推進の一翼である庁内会計処理のペーパーレス化に取り組まれている。
このような積極的かつ主体的な取り組みについては、監査委員としては、デジタル化・DX推進による費用対効果・職員の省力化を含めて、大いに評価すべき対応として意見を付すこととする。